令和６年度第３回黒部市子ども・子育て会議
議　事　要　旨

■日時・場所

日時：令和７年３月５日（水）13：30～14：30

会場：くろべ市民交流センター　205 多目的ルーム

■出席者

谷島委員（会長）（黒部市自治振興会連絡協議会）
松木委員（保護者代表）
笠木委員（黒部市民間保育連盟）
藤田委員（黒部市小学校長会）
立石委員（黒部市保育研究会長）
廣田委員（さくら幼稚園長）
森下委員（公募委員）

関係課　　教育委員会事務局次長・学校教育課　小倉課長

事務局　　こども支援課　福澤課長、霜野こども家庭センター長、新保課長補佐、
　　折田係長

■次第

１　開会
２　協議
（１）報告事項
・前回（第２回）会議を踏まえた意見・提言と対応について　【資料１】
・パブリックコメントの募集結果について　【資料２】
（２）協議事項
・「第３期子ども・子育て支援事業計画」最終案のとりまとめ　【資料３、４】
３　その他

４　閉会

■議事要旨

１　開会

２　協議

（１）報告事項

・前回（第２回）会議を踏まえた意見・提言と対応について

事務局より資料１により説明

―　　質疑なし　―

・パブリックコメントの募集結果について

事務局より資料２により説明

＜質疑応答＞

（委員Ａ）　現在、黒部市における医療的ケア児の受入れ保育所・学校について教えてほしい。

（事務局）　・医療的ケアが必要な児童は、私立の認定こども園の２園で受入れている。今のところ小中学校では在籍していない。

（委員Ａ）　看護師等の配置はもちろん必要だと思うが、看護師ではなくても県の研修を修了すれば特定の医行為が実施できると思うので、現場の方が研修を受けられればより良いのではないかと思う。

（事務局）　学校教育課では、医療的ケア児の対応については、医師が指示書を出し、資格を持った看護師等が対応することを基本に考えている。あくまでも医行為は本来医師が行うものであるが、学校というところでは医師の指示を受けて医療行為を行うことができる方を配置したい。ただし、命の問題に関わらないケア的な行為と医療行為には差異があるため、医療行為が必要な状況への対応については今後も検討していく。

（委員Ａ）　不登校のこどもに対する支援において、ネットワークを形成することは非常に良いと思う。私は昨年の４月から複数の自治体でスクールソーシャルワーカーとして勤務しているが、500 人を超える規模の学校では不登校のこどもが 20～30 人はいる。学校の対応としては、担任が家庭訪問をしたり、電話をかけたりフォローを行って

いるが、不登校が解消するまでには至っていない状況である。ネットワークや連携が乏しく、学校は学校で解決しようという姿勢が垣間見られる。様々な関係者をネットワーク化しないと不登校の解消にはならないと思う。それぞれの家庭の問題が複雑化していることもあり、不登校の解決は難しいため、ネットワーク化や連携は中身が問われると思う。

（２）協議事項

・「第３期子ども・子育て支援事業計画」最終案のとりまとめについて

事務局より資料３、資料４により説明

＜質疑応答＞

（会長）　地域の中でこども達が育ちにくい、あるいはコミュニティ内でのこども達との関わり方が社会の変化とともに変わってきているように感じている。

自分のこどものことを何とかして欲しいという親はいるが、地域のこども達全体のために何とかして欲しいという話は聞こえてこない。

今、市内の各地区で老人クラブが解散している。高齢者の社会でも誰かに世話をしてもらうのはいいが、自分が世話をするは嫌だという状況になっており、地域全体のことは人任せになっている。こうした状況の中で、地域において誰がどうやってこども達を守るのか、何か良い方法はないものか。

（事務局）　市では、今年度にこども家庭センターをつくり、地域に出向いて、ネットワークを作り、地域や関係団体と連携しながら地域の子育てを支援する取組を始めたところである。地域の方にも非常に協力的に関わっていただいているところであり、今後も継続して取組を推進していきたい。

（委員Ａ）　こどもの権利とはどういうものかを周知をしなければいけない。計画の巻末にこどもの権利条約の資料を掲載できないか。

また、小中高校生は１日約５時間ネットを見ていると新聞報道されていた。条例でネット等の利用を制限する自治体も出ており、ネットに左右される社会になっている。

スクールソーシャルワーカーとして中学生から相談を受けた際に、悩み等は誰に相談しているのか尋ねると、イニシャルしかわからないＳＮＳ上の友達と返答された。学校に友達はいるがネットの友達の方

がより分かりやすいので、みんなネット上で知り合った友達に相談していると言われ愕然とした。そういう複雑化、多様化した世の中になっていると思った。

また、中学校のＰＴＡが主催する行事で、親が大人になるための講演会を開催しても保護者は集まらない。大人もどうしたらよいかという悩みがあると感じた。

（事務局）　本市では、令和４年度に小中学生の代表が参画して、「こどもの権利宣言」をとりまとめ、各小学校や保育所に掲示している。

こどもの権利に関するものは、本市のこどもの権利宣言やこどもの権利条約以外にも児童福祉法やこども基本法など複数ある。

来年度以降には、こども施策の基本計画となる「黒部市こども計画」の策定に着手していくため、その中で対応を検討したい。

３　その他

・本日審議された計画案により県と協議を行うことを報告する。
・県等との協議の中で計画内容に変更が生じる場合の対応について諮った結果、会長一任となる。
・次年度の子ども・子育て会議では、「黒部市こども計画」の策定についても協議いただく予定であることを報告する。

４　閉会